

令和4年度「ワーク・ライフ・バランス定着支援事業」 委託業務業者選定企画コンペ実施要領

1 業務名 ワーク・ライフ・バランス定着支援事業に係る委託業務

2 契約期間 契約締結の日～令和5年3月17日

3 目的

長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など、労働者の仕事と生活の調和を図っていくためには、企業における働き方見直しの取組や休暇制度の整備といったワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。

そこで、本事業では、県民及び企業向けにワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発と、企業の取り組みを支援することで、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことのできる、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的とする。

4 予算額

委託料6,528,000円以内（消費税込み）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務及び企画提案の内容

別紙の「ワーク・ライフ・バランス定着支援事業」企画提案仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
- また、管理法人は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。
- (7) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、他のコンソーシアムの構成員及び単体企業等として重複参加する者でないこと。
- (8) 過去に同様の事業実績があるか若しくはそれに類似する事業実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (9) 社会保険(労働保険、厚生年金保険及び健康保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関連法令を遵守していること。

1 今後のスケジュール等について

(1) 企画コンペ実施説明会参加申込受付期間

①期間：公告の日から令和4年4月25日(月)12時まで(厳守)

②申込方法：E-mailにて申し込むこと。

E-mail：tsuhtaka@pref.okinawa.lg.jp

③記入内容：企業等名、説明会参加者氏名(1法人につき2名まで)、連絡担当者

氏名等を明記すること。

(2) 企画コンペ実施説明会

①日時：令和4年4月27日（水）16時30分～17時00分

②場所：県庁14階会議室(商工労働部) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

※説明会への参加は企画コンペの参加申込要件ではない。

(3) 質問事項受付期間

①期間：公告の日から令和4年4月28日（木）12時まで（厳守）

②質問方法：E-mailで行うこと。

E-mail: tsuhtaka@pref.okinawa.lg.jp

③回答方法：質問のあった事項については、沖縄県商工労働部労働政策課ホームページへの掲載により回答する。

④質問回答日：令和4年5月2日（月）を予定

(4) 企画コンペ参加申込及び企画提案書の提出

①期限：令和4年5月13日（金）17時まで

②提出内容

[1] 企画コンペ参加申込関係書類（1部ずつ）

ア.（様式1）企画コンペ参加申請書

イ.（様式2）法人等概要

ウ.（様式3）業務実績

エ.（様式4）コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る。）

オ.（様式6）誓約書

カ. 貸借対照表（直近3期分）

キ. 損益計算書（直近3期分）

※ ウについては、「6. 参加資格」の（8）の内容が確認できるものとする。

※ エについては、必要に応じて条項を追加することは構わないが、条項を削除することは原則として認めない。

※ コンソーシアムの場合、イ、ウ、オ、カ、キは構成員ごとに提出すること。

[2] 企画提案書関係書類（7部）

ク. 企画提案書

ケ. 実施体制等

コ. 実施スケジュール

サ.（様式5）経費見積書

ク～サを1セットとし、
綴ったものを7部

※ ク～コについては、任意様式とする。

③提出方法：①の期限までに持参または郵送すること。郵送の場合は「書留郵便」とし、期限までに確実に届くようにすること。

④提出場所：沖縄県商工労働部労働政策課労政企画班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

(5) 第一次審査（書類審査）

労働政策課において、書類による一次審査を行い選定する。一次審査においては、「6 参加資格」に定める要件を満たしているかについて提出書類に基づき審査する。選定された提案者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の時間を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。

結果通知：令和4年5月16日（月）頃を予定

(6) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し最も優れた提案者を決定する。

①日時：令和4年5月20日（金）に実施予定

1 事業者 プレゼンテーション15分、質疑応答10分 計25分

②場所：県庁14階会議室(商工労働部) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

※審査会場への入場者は1事業者につき3名以内とする。

※審査員が理解しやすいように、提出した企画提案書等を用いて、簡潔な説明に努めること。なお、プロジェクターの使用は認めない。

※選定委員会により選定した者が辞退した場合、または県との委託契約に関する協議が整わなかった場合には、次点の者を繰り上げて、選定できるものとする。

8 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①提出期限を過ぎて提出書類が出された場合

②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③本要領に違反すると認められる場合

④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部労働政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部 労働政策課 労政企画班 担当：津覇

電話：098-866-2366 FAX：098-866-2355 E-mail：tsuhtaka@pref.okinawa.lg.jp